

中世ハンザ都市における領域政策

斯波 照雄

一 はじめに

北ドイツ都市の場合、都市、市民、教会等による土地取得が本来の領域政策といえるのかどうか、なおその実態が明らかにされているとはいえない。たしかにハンザ都市において、都市建設後のフェルドマルク *Feldmark* 形成期に続いて、一四世紀半ば以降都市、市民によって市の周辺地域で土地が取得された(注1)。それは、諸侯等による度重なる抗争や不法行為の対応に苦慮する都市と、経済的困窮により土地等やそれに関連した権利を質入れ、譲渡せざるをえなかった、またそれ故に都市への干渉や商業路の安全を脅かす諸侯との意向が合致した結果であり、同時に市民生活の必需品、手工業原料の確保も目的であったと捉えられてきた(注2)。しかし、そうした都市周辺領域の取得が、封建権力者側の財貨不足と関連した、地域や商業路の安全を重視した平和政策 *Friedenspolitik* の一環であることは事実であったとしても、都市が、時には市民、教会等を巻き込みつつ、軍事的、平和的に封建権力者から政治的支配権力を獲得して支配領域を拡大していく、あるいは支配権を強化していく、地域農村に対する計画的あるいは積極的な領域政策であるとは必ずしも言えない。例えばハンブルク *Hamburg* に関するラインケの研究においては、一四世紀以前の土地所有が以後展開する領域政策の源流として無批判に扱われているが(注3)、積極的な意図がない、少なくとも封建権力者側から一方的に押し付けられた土地取得は領域政策とは言えないと思うのである。時代を越えて行われてきたブラウンシュヴァイク *Braunschweig* 市の土地取得を全体的にはゲルマーが地域政策 *Landgebietspolitik* と称し、厳密な意味での領域政策と区別しているように(注4)、

都市や市民による土地取得が主体的、計画的な取得による領域の政治的、経済的な支配を目指す政策であったのか吟味されるべきであろう。そこで本稿では、ハンザ四都市がおかれた政治経済的環境を考慮しながら各都市における都市や市民等による周辺農村の土地および権利の取得の動向や目的について比較検討し、ハンザ都市におけるかかる土地取得が領域政策といえるのかを検討、評価してみたい。

二 ブラウンシュヴァイクの場合

領邦都市ブラウンシュヴァイクは市の自立に必要な権利を財政難に苦しみつつも都市君主から買い取り(注5)、彼らに対し、城、土地等を担保とした資金援助を行い、紛争における軍事援助をして(注6)、市の自立を確保しようとした。しかし、一三世紀末以来有力権力者の対立抗争は激しく、市にかかわる権利が複数の家系の有力権力者によって分割相続されたため、それぞれと友好関係を維持するために多額の資金援助が必要であった。一四世紀の最終四半紀には旧来のハンザ商業の発展は鈍化し、市商業も停滞傾向を示す中歳入は増加せず、市財政は悪化し、それに対応した課税強化の結果(注7)、市民の蜂起が勃発した。以後、新参事会によって、商業妨害を繰り返す周辺貴族との和解交渉は進行了たものの(注8)、なお市周辺の治安は回復せず、ハンザからの除名もあって市財政の健全化も市民への課税軽減も実現されなかった(注9)。結局、市の内外の混乱の鎮静化が実現したのは、市のハンザ復帰によるハンザ各都市との関係回復後であった(注10)。

一三八二年以降の市政改革では財政健全化のため、一部の城、土地を譲渡して借財の一部返済を行い(注11)、間接税の導入などの税制改革と徹底した徴税により歳入の増大がはかられ(注12)、市財政の安定がはかられた(注13)。また同年には、六二年にすでに拡充されていた市民軍をさらに強化して防衛力を強めて(注14)諸侯に都市の地位の独立を認めさせ、それを維持するため近隣諸都市とザクセン Sachsen 都市同盟を結んだ。その結果、次第に市周辺部、商業路の治安も回復し(注15)、商業及び市民財産の保護もはかられた。同時に市の改革と財政の引締めや市債Schatteureの追加発行などの効果も

あって市の経済は次第に安定した(注16)。それは市民への課税緩和にもかかわらず、市の総収入が一三八八年よりも一四一〇年の方が多いことから推察される(注17)。また、市政改革による組織強化と中央集権化は、それまでの場当たり的な城、土地取得にも影響を与えたと思われるのである。

一三世紀末以来、市に諸権利を認めて、その財政支援を得て慢性的財政難に対処してきたヴェルフェン Welfen 家であったが、ブラウンシュヴァイク公は、一三四五～五六六年の間だけで市民より一〇〇〇マルク Mark 以上の借入をしており、市周辺部の市民所有地も急増した(注18)。市が一三六七年には防備上重要な城を譲渡するなどして三八〇〇マルクを公に用立て(注19)、一三六七～一三七四年にも城を担保として都市君主等に四六〇〇マルクを資金援助した結果(注20)、市の市債発行残高は、一挙に九九八七・五マルクにも達した(注21)。城、土地等の購入もしくは担保とした貸付は、一三六〇年前後から頻繁となり、一三六七～七四年の間だけで、計八七六九マルクがそのために市から支出されたと推定され(注22)、一三七〇～七四年の時点でおよそ一〇の城及びその付属地、付属の権利等が市の手中にあり(注23)、一三七四年までの市の城、土地等への総支出額は二〇〇〇マルクにもものぼったと推定されている(注24)。しかも、この財源を得るため市は市債を乱発し、その利子支払いは財政をより一層圧迫する結果となったと考えられるのである(注25)。

市の城、土地等の取得は、防備上の拠点を確保し、都市自身や商業路の安全確保を目的としたものとも考えられよう。しかし、防備上重要といわれるほとんどの城が一三五〇年代までには市によって取得され、一時的に質入れされても長期的に所有されることが多く、一部の城のように、市が周辺地域の土地等を買収しているのに対し、六十年代以降市民蜂起の勃発直前までの時期に急激に取得された城、土地はたとえ財政悪化や周辺事情の変化があったにせよ、短期間所有されたにすぎず(注26)、すべてが市、商業路等の防備上重要で役立ったとは思えない(注27)。特に一三六七年以降、防備上等で重要と思われる城を再譲渡してまで(注28)、短期間に多くの城、土地等を取得したのは地域、商業路の安全維持を目的としたものではなかったのではなからうか(注29)。それらの城、土地を、物資、例えば農産物や木材、燃料等の都市への供給や、橋、道路の補修等の公共事業に関する労働力確保、日常生活物資販売の拠点として、あるいは租税、地代収入等の歳入の増大という経済的価値という点から見ても(注30)、市の東部地域の城はほとんど居住者のいない場所にあった

といわれ、一三七〇年頃の市所有の城のうち八・九の城は歳入よりも建造物維持や人件費等の経費が上まわるなど、その意義は疑問と言わざるを得ない(注31)。すなわち、都市側がこの時期に積極的にかうした城、土地を取得する理由は乏しく、都市による城、土地取得は、都市君主側の経済的支援要求に応じた結果であったと思われる。事実、一三六〇〜八〇年代に取得された主要な土地一四例のうち三四年間維持した一例を除けば他は短期間の維持にすぎなかった。城、土地を得て、その地域、商業路の安全を保って、地域経済を隆盛に導くことも重要であり、特に初期に取得した城、土地は、かかる意味においても価値はあったであろう。だが、市が数都市と同盟を結んだり、城をもち、「市民軍」を創設し、拠点の城を取得して、周辺地域・商業路の安全の維持と市の自立を維持しようとしても、都市君主等と良好の関係になければ、安全維持も、市の自立も、経済的繁栄も望めなかったのである(注32)。だからこそ、市は、たとえ一時的に経済的犠牲を払ってでも彼等と良好な関係を保つことを望んだと考えられるのである(注33)。

一三八〇年のハンザ復帰後、ザクセン都市同盟の締結などによって市の周辺部の混乱は次第に鎮静化していったが(注34)、市の市債発行残高は、一三八七年には二二〇八七・五マルク、一三八九年には二九五・三マルクへと増大するなど(注35)、約二〇年間事実上の高額の借入金が残存し、市の経済的信用の低下によって、一三七七〜九六年には市債の利息も頂点に達したのである(注36)。そうした中で、市は七九年以降、封建権力者の求めに応じて土地を購入はするものの、不必要な城、土地は売却し、地域の安全維持等のために重要な城、地域を選別して維持するようになったと考えられるのである(注37)。それらの城、土地の取得自体は都市にとって受動的な、いわば消極的な平和政策であったにしても、そこには市側の主体的、計画的な意図が投影されているように思われるのである。一四一〇年代半ばまでは市の財政収入には大きな変化はないが、戦費支出が概ね減少したこともあって(注38)、一三八九年には二九五・三マルクであった市債発行残高は、一四〇六年には八一〇〇マルク余にまで減少している(注39)。市では、各市民の直接税負担が叙々に低下しているにもかかわらず、間接税収入が増加するなどして、歳入は安定しており、市経済は好況であったと思われる。しかし、市債発行残高は一五世紀初めから再び増加に転じ、一四一三年には一〇四二〇マルクに、一四一六年には一一二六八マルクへと少しずつではあるが増加し、好況に対応して市債の年利率が低下しているにもかかわらず、二〇年代にはその利息の歳出に占

める割合も三〇パーセントを越えていくのである(注40)。それは市による城、土地等の購入のため支出が増大したことが主要因であるが、それまでの封建権力者側からの要請に基づくいわば消極的な土地取得から、市は、その時々封建権力者の動向など周辺事情によって防衛上の重要拠点を選別して確保していき、さらに、安定した政治経済状況のこの時期に至って、この市債発行によって広く資金を集めて都市周辺地域の重要拠点を積極的に取得していったと考えられるのである。この時期の主要取得地の四村は六〇年以上、そのうち二村は二四〇年所有し続けたのであった。すなわち、市は一五世紀初頭以降、借入金増加を覚悟の上で、最小限の重要拠点の獲得維持には資金を投入する一方(注41)、他の拠点は必要に応じて購入し、また譲渡するなど安定した財政状況を維持しようとしたと考えられるのである。市による長期所有地は重要商業路沿いに点在し、しかも、市から八〜一二キロメートル程度の距離で市を囲むように点在していた。それは、地域の安全を阻害されることが商業の後退をもたらし、市経済を停滞させることへの防備であつたであろう。市の周辺地において市は、軍事高権や上下級裁判権など治安上の権利の取得、地域の防衛拠点の取得に熱心であつたが、周辺地域の農村に土地を取得した際に公租徴収権は得るものの、新たな課税権をもたなかったことがそれを示しているように思うのである。すなわち、市あるいは市民には農村、農地の経営、支配の意識は薄く、市の領域政策は不完全なものと言わざるをえない(注42)。

三 リューベック Lübeck の場合

一四世紀において帝国都市リューベックの経済・商業動向が上昇傾向にある中で、一三二九年に外海への港トラフェミュンデ Travemünde を獲得した市にとって(注43)、以後の重要課題の一つは内陸商業路の安全確保であつたと思われる。市にとって、重要商業路はホルシュタイン Holstein 伯、ザクセン・ラウエンブルク Sachsen-Lauenburg 公領内を通過していた。そのうちホルシュタインでは一四世紀半ば頃はホルシュタイン伯家、メクレンブルク Mecklenburg 公や貴族達をも巻き込んだ継承に係わる内紛が生じ、それは封建権力者層の経済的困窮を加速させ、結局彼らは土地や権利等を買入れ

したり売却したのである。ザクセン・ラウエンブルク公領でも一四世紀の二〇年代にはラッツェブルク・ラウエンブルク Ratzeburg・Lauenburg 家とベルゲドルフ・メルン Bergedorf・Mölln 家とがそれぞれ統治することとなった。市はベルゲドルフ・メルン家より一三五九年に、メルン市と付随するすべての統治権を九四三七・五マルクで取得し(注44)、一三七〇年にはベルゲドルフ・メルン家の残りの所領すべてを上下級裁判権など統治権とともに、一六二六二・五マルクで取得した(注45)。さらに一三七五年には、市は、オルデスロー Oldesloe 市、トリタウ Trittau 城を四〇〇〇マルクで取得している(注46)。したがって、リュューベックは、ゼーゲベルク Segeberg についての償還があったにせよ、わずか一五年余の間の三例だけで二九七〇〇マルクもの支出をし、一四世紀末から一五世紀初頭にかけて総計一〇〇〇マルク余のラウエンブルク領の貴族の土地も取得した(注47)。当時のリュューベックの年間総租税収入は七〇〇〇〇〜八〇〇〇〇マルクであったから、それは、実に総租税収入四年分にも相当したのであった(注48)。短期間のこの多額の支出は計画的な領域政策というには、当時のリュューベックにとってあまりに莫大な額であり、無謀であったようにも思える。しかし、市のかかる土地や権利の取得が以後のラウエンブルクへの市民の「投資」の前提となった可能性は高い。

市民による周辺地域の土地取得も一三世紀頃から次第に増加し、一二三一年から一三四〇年の時期の市民による周辺地域の取得は、都市文書に現れるだけでも一〇〇〇〇マルクに近く、その取得地域は、メクレンブルク、ホルシュタインに広く分散し、しかも、一四世紀前半までの市民の土地所有は、前述のゼーゲベルクの場合を含め、短期間のうちに売却されることが多かった(注49)。ところが、一三七〇年から一四〇七年に至る時期の市民等による封建権力者からの土地の取得は二八件二九村確認され、総額一三〇〇〇マルク近くに及び(注50)、その取得地域はラウエンブルク領に集中していた(注51)。一四世紀末には教会、施療院だけでも六三村余を取得するなど(注52)、市周辺の都市、市民、教会等の取得地は急増したのであった。一四世紀末に市はラウエンブルクでシュテクニッツ Stecknitz 運河の建設に着手しており、その地における土地取得は、建設予定地およびその周辺の重要拠点の取得であったと考えられる(注53)。

一四二〇年にラッツェブルク・ラウエンブルク公と和解して土地取得上の障害を除去した市は、ラウエンブルク、特にメルンを中心にエルベ Elbe 河に至る地域に集中的に土地を取得した。封建諸侯と市の関係が常に良好であったわけでは

なかったが、公の敵視政策に苦しめられた六〇年代にはラウエンブルクの貴族から大量の土地を上下級裁判権とともに取得したし、公家の財貨不足の借入に対応して(注54)、リューベック市とその市民は周辺地域における土地取得を拡大し続けていった。一四七〇年の時点で市は、市の北側のトラーフエムンデと南側の拠点メルンおよびその周辺地と二一の村落を掌握し(注55)、一四八四〜八五年時点で土地からの収入は二八一マルク余にのぼり、それは歳入の約九パーセントを占めていた(注56)。市民の所有村落は、完全所有四九村、部分所有五七村、レント所有二〇村の合計一二六村にもおよび、しかも、市有の一〇村については少なくとも一時的には都市、市民両者が土地を取得しており、補完の意図は明らかでないが、結果的には補完する形になったといえよう(注57)。それらは特にラウエンブルクを中心に有力街道沿いに集中しており、主要商業路、特に安定した収入をもたらすシュテクニッツ運河の安全維持と関連した土地取得が多かったと推測されるのである(注58)。

リューベックでは一四世紀まで商業は順調に成長を遂げてきたが、一五世紀には関税収入は鋸状の変化をしながら伸び悩み、商業活動は全体として停滞傾向を示すに至ったと思われる。そうした状況下で、都市、市民、教会等の周辺地の取得は増大したのである。この点からは、商業動向の停滞による「投資」機会の減少の影響と、その中で市民の土地取得への積極的な姿勢が感じられるのである。しかも、一四世紀前半までは、封建権力者の経済的支援要求に対応した広く分散した土地の取得であったが、一三七〇年代以降、リューネブルク *Lineburg* の塩の輸送路として重要な商業路の安全確保やさらにシュテクニッツ運河の建設を目的として、おそらくはラウエンブルク公の事情とも関連して、都市、市民、教会等による土地取得はラウエンブルクに集中したと考えられるのである。それは塩取引という重要な商業の振興策の支援でもあった。しかも、開設された運河は安定した歳入をもたらしたことから、以後もその安全確保や、確実な食糧確保や商品としての穀物や燃料、資材としての木材調達を目的として土地は取得され続けていったのではなかったかと思われるのである。市がラウエンブルク公への莫大な経済支援をしたことが、ラウエンブルクにおける市民、教会による莫大な土地取得の先駆的な役割を果たしたとすれば、市民、教会による土地取得は都市に追隨する形で行われたと考えるべきであろう(注59)。有力市民の中にはアルノルト・シュバレンベルク *Arnold Sparenberg* のように一三七〇年代に商業から大半

の「資本」を引きあげて土地を購入したと思われる事例や(注60)、クリスピン Crispin 家やヴァレンドルフ Warendorp 家等の様に単独家による、あるいは複数の市民による農村の土地の一円的所有の事例などもあり(注61)、市、市民による農村の一円的支配も想定されるが、アルノルト自身は以後も市内に在住したし、クリスピン、ヴァレンドルフ家も同様であるなど、彼らは少なくとも在地地主化はしておらず(注62)、彼らによる積極的な農業経営は知られていない。リユーベックにおける都市、市民、教会等による土地所有は、明らかな計画をもった三者一体の積極的土地所有であったとは断定できないが、商業路の安全維持、特に運河の建設、維持という共通の意識はもたれたのではないかと思われ、これが、いわばリユーベックの領域政策といえるのではなからうか。

ところで、フリッツェはリユーベックの人口を維持するための必要食糧の確保が周辺農地掌握の目的の一つであったことを示唆した(注63)。確かに市の食糧をより安定確実に掌握するためには、農地の取得は意味があったと思われる。しかし、リユーベックの人口が、当時特に急激に増加した訳ではなく、醸造量が増加した訳でもなかった。そうであるとすれば、当時穀物が食糧としてだけでなく輸出商品として認知されるようになっていたことから、商品を確保する、あるいは商品としての外部流出によって穀物が不足することを防止するための土地取得とは考えられるにしても(注64)、それまでと同様の市の必要穀物量の確保を目的として、多くの土地を取得したとは考えにくいように思われる。

四 ハンブルクの場合

ハンブルクでは市民、教会が一二五〇―一三五〇年の間に約一〇〇村の土地等を取得したことが知られている(注65)。一三七〇年代前半までは、主に市民や教会によって市の周辺部およびエルベ河の自由航行上支障となりうるごく一部の土地が取得されたにすぎなかった(注66)。一三七〇年代後半から市自身が活発に土地を取得し(注67)、結局約二〇年余の間に、市は土地およびそれに付随した権利の取得に主な明かなものだけでも一四一七〇マルクの支出を行ったのである。それにもかかわらず、エルベ河上流地域等への市場の拡大による経済的安定と総体的高課税によって、なおしばらくの間市

財政は安定していたと思われる(注68)。だが、一三九〇年代以降の支出の増大は、市に市債の多量発行を余儀なくさせたのである。すなわち、市は一三九二年には都市君主の求めに応じて市の法的な自立の権利の一つ代官任命権を二四〇〇マルク(バウムによれば三〇〇〇マルク)で購入しなければならなかった(注69)。一三九五年には一三六六・八七マルクの土手工事費を支出、一三九七年には財政難のブラウンシュヴァイク・リュートネブルク公の求めにより、土地、城を担保とした総計二〇〇〇マルクの経済支援を行った(注70)。市は、一三九八〜一四〇八年の間に総計九一九二マルクを海賊掃討のために支出したこともあって(注71)、バウムによれば、一三七九年には一六六二・五マルク、一三九〇、九一年に二〇〇〇マルク余であった市債発行残高は、市の周辺地権の取得の増大と平行して、一四〇九年には一八五四七・八五マルクにものぼり(注72)、ハンブルクでは歳入全体の二〇パーセント以上が市債の利子支払いと元金の返済に使用されたという(注73)。ハンブルクを取り巻く環境から見れば、一四世紀後半にはホルシュタイン伯や周辺貴族との対立が激化し、都市内でも抗争が生じ、一四世紀の七〇〜九〇年代は重要な商業地であるフランドル伯との対立や商業封鎖などにより低地地方との商業が停滞し、以後一五世紀初頭まで海賊の被害にも苦しめられた。さらに一五世紀後半には都市君主であったシヤウエンブルク Schauenburg 家の断絶によりその領地がハンザと敵対してきたデンマーク王によって相続された結果、デンマーク王下の都市になるなどハンブルクにとって一四、一五世紀は激動かつ困難な時代であったと考えられ(注74)、そうした折りのこのような莫大な支出は計画的政策とは考えにくいように思われる。

一五世紀初頭から一四三〇年に至る市の市債発行残高は、増加を続けているとはいえず、急激な増加は一時的なものであったと思われる。すなわち、この頃までは封建権力者側の土地や権利を担保とした急な経済援助要請等に対する資金として市債が発行され、取得した土地自体も短期で売却されることも少なくなかったからである(注75)。ところが、一四三〇年代以降少なくとも一四六〇年頃までは財政事情も良好であったと思われるにもかかわらず、市債が急激に販売されたのである。すなわち、経済的には対デンマーク戦争や対イギリス戦争などへの支出があったものの、直接税が値上げされ、消費税は一四四四年以降同様に課税強化され(注76)、市の歳入は増加したのであった。レント Rente の売買額も一四六〇年頃まで鋸状の増減を繰り返しながら急上昇し、レントの取引回数、取引額も増加するなど総体的に金融市場が拡大しており

(注77)、関税収入も増加するなど、市の商業経済活動は活発であったと推測されるのである(注78)。しかも、市は一四世紀末には三〇〇〇マルクにも満たなかった急な支出に備えた準備金 *Dispositionsstand* を一〇〇〇〇マルク以上に大幅に増額し保持していたのである(注79)。それにもかかわらず、一四三〇年以降、特に一四四〇年代、六〇年代に急激に増加した市債発行残高は一四七〇年代から八〇年代にかけてラインケの積算では六六〇〇〇マルク余に達し、プレットの積算でも七〇年代に六二〇〇〇マルクを超え、一四六一―一五二一年にはその利息の支払い金額は歳出の三四―三五パーセントを占めるに至っていたのである(注80)。しかも、一五世紀初頭には市債の年利率は、近隣のリューベックよりも高率に設定され(注81)、市民以外からの「投資」が積極的に受け入れられたのである。市債のうち約七五パーセントを占める相続可能な永代レント *Ewigente* (*Weddeschatzrente*) は一四六一年までに市によって大部分が買い戻された(注82)。利息は高率であるが一代限りの年金 *Leibrente* は購入者の死去とともに消滅した。経済的には繁栄していたハンブルクではあったが、短期的に高額の資金が必要となり、前述のように課税を強化し、外部資金も導入した。しかし、それは無制限、無定見な資金計画ではなく、市にとって以後利息を払い続けなければならない永代にわたる「借入金」となる永代レントに関しては短期間で元金を返済し、一方で年金は自然消滅を待ったと推測できるのである。

他方、一四一七年に国王よりエルベ河の船舶航行権を認められたハンブルクは、一四五〇年にはエルベ河における船舶の安全航行を維持して(注83)、エルベ河沿岸地域でも莫大な土地ならびに付随した権利を取得した。市民や市、市民の関係した宗教団体等による取得地を加えると、一四六五年には市から北東方向に二五―三〇キロメートル、同様にエルベ河に沿って三〇キロメートルの範囲にわたって市は地域をその影響下におさめていた。市の中心から約五〇キロメートル下流の右岸でも、市は一四六五年にデンマーク王より二教区を取得し、全支配権を掌握し、市民が代官職に就いているし(注84)、河口手前のディートマルシエン *Dithmarschen* の南部地域も取得している。エルベ河河口左岸のハーデルン *Hadeln* 地域でも一五世紀初頭に一一の教区でハンブルクの市長や市参事会員が代官職に就いていたし、隣接した六教区も担保として取得され(注85)、さらに一四三七年以降急激に土地を取得し、地域内の影響力はついにブレーメン *Bremen* を凌駕するに至り、しかもそれらを長期的に維持したのである(注86)。こうした状況下で、一四六八年と一四八二年にはドイツ国

王フリードリヒ Friedrich III世がエルベ河流域ならびに河口海域における交通路の安全確保を目的とした盗賊対策の全権を市に付与した(注87)。すなわち、エルベ河の航行に関してハンブルク市長と参事会が帝国の法にしたがって治安維持にあたるのが公的に認められたのである。さらに一四八九年には、市はローマ教皇からもエルベ河の安全維持のための教皇特権を付与された(注88)。このように、繰り返し権利が追認されたことから、混乱した社会状況の中でエルベ河の治安が維持されなかったことが推測されるし、この時代のハンブルクにとって、エルベ河の安全航行の維持が極めて重要なものであったことが理解できるのである。

紛争の続いた東フリースラント Friesland でも一四三二〜三六年だけでも一一〇〇〇ポンド Pfund が「投資」され、市民が代官職に就いていたし(注89)、エムデン Emden でも多額の土地への「投資」が行われた。しかし、エムデンにおける紛争の終結後、同地における市の取得地は一〇〇〇〇マルクで売却された。この売却はアルスター・トラーフエ Alster・Trave 運河の建設時にあたり、その資金調達が主目的であったかもしれないが、ハンブルクから離れたこれらの地域の土地取得は、紛争時にあって戦略拠点を確保し、地域内での商業活動を維持しつつ、低地地方、フランドルなどの重要な市場との商業路の安全を確保することが第一の目的であったことを示しているように思われる(注90)。

ハンブルクでは一四三〇年代以降六〇年代の好景気下で市債発行によって集められた多額の資金は以上のように市の周辺の土地購入にあてられている(注91)。アルスター・トラーフエ運河の建設は一四五二年に開始されたが(注92)、その後建設地およびその周辺地が取得された結果、一四六五年にはアルスター・トラーフエ運河地域を含めエルベ河沿岸の北部地域は全般的にハンブルク市、市民ならびに宗教団体の所有地となったのである(注93)。他の取得地の中には代官職に市民が就任した事例もあり、そこからは、市による農村の本来的な領域支配も推測できよう。しかし、市は六〇〇〇マルクも「投資」したアルスター・トラーフエ運河の要所ヴォールドルフ Woldorf さえも直接的な管理を行わなかったのである(注94)。一四世紀後半に比べれば土地等からの収入は一〇倍以上になったとはいえ、それは市債の利息にも充たなかったし、その土地を市が直接管理しなかったことから、少なくとも一五世紀の時点においては、これらの取得地がいわゆる都市による政治経済的な支配地の拡大を意味するものとは思えない。取得した裁判権、管理権も地域支配を目的と

したというよりも、商業路の安全維持や河川商業路の整備による商業の活発化を目的としたものであり、その費用捻出のために関税を徴収し、併せて食糧や資材・資源として木材等を調達するというものではなかったかと考えられるのである(注95)。すなわち、安定しない政治環境の中で、自都市やその周辺地域の安全はもちろん幹線商業路であるエルベ河、特に市から河口への通商路の安全を確保すること、北海側のハンブルクとバルト海側のリュubeckを直結させる新商業路、換言すれば北海とバルト海間を直接短い距離で結ぶアルスター・トラフエ運河の建設とそのための建設用地ならびにその安全を確保するための周辺地の買取費用であったと思われる。

一五世紀中頃以後、ビールはハンブルクの地域内の消費品であるとともに有力輸出品に成長していき(注96)、しかもビールの販売先の拡大は他の商品の市場拡大にも連動していったのである(注97)。こうした状況下で、ハンブルク市は封建權力者側の事情に対応して消極的に土地を取得するのではなく、商品輸送路の整備や安全確保という明確な目的を実現していくために計画的、積極的に土地等を取得し、長期的に維持していったと考えられるのである(注98)。

五 シュトラールズント Stralsund の場合

シュトラールズントは特産品をもたない、商業に経済基盤を依存するポメルン Pomern の領邦都市である。一三世紀末頃から市、市民、教会による土地の取得が活発になった。都市の土地取得の過程は明らかでないが、市は一四〇二年の時点で一二村を完全または部分所有しており、一四一九年時点で市の所有する同村落中にはおよそ一二〇名の完全または半自作農と七五名の小作農が居住していたという(注99)。また、有力な教会とならんで、名望家の土地取得も目立つ(注100)。一四世紀には諸侯、貴族が慢性的貨幣不足のため、都市の商業特権を侵害したり、盗賊と化して都市やその商人を脅かす一方(注101)、彼らの持つ諸権利を経済援助と引き換えに都市に譲渡することが少なくともなかったため、市や商人は一つの自衛策として、また都市の自立に必要な権利を取得するために(注102)、封建権力者の求めに応じて土地を担保に財貨を貸与したり、土地を購入したりして彼らとの友好を保ち商業上の安全を高め、かつ、穀物の取得や商品の販売独占の保証を得、

さらに商人達は安全に利息や地代収入を得ようとしたのではなかったかと思われるのである(注103)。しかし、一四世紀末の金利または地代収入が「投資」額に対する割合は年八〜一〇パーセントくらいで、確かに、市民、教会の場合には金利または地代収入も目的として考えられるが、家屋等に関しては維持経費も必要であり、複数の「投資」機会をもつことを考えれば、危険は伴うものの商業への「投資」の方が有利であった。市においても一四〇二年時点で総収入にしめる土地からの収入は多くても九パーセントくらいであり、市財政より見ればそれが重要となるのは一五世紀以降のことである。一四世紀末までは市や商人は、慢性的貨幣不足の諸侯、貴族に対し経済援助と引き換えに、市の自立に必要な権利や土地を取得し、彼らとの友好を保ち商業上の安全を高めることを主目的としたむしろ消極的な土地取得ではなかったかと思われるのである(注104)。

市政を牛耳る最富裕市民は、一四世紀中頃以降、教会の管財人 *Vorschaer* となるなど、教会、修道院と密接な関係をもち(注105)、しかも、その一族や教会が一四世紀末以降には周辺村落の一円的土地所有を志向しはじめたことなどを考え併せると、市民、教会の土地取得がただ恣意的・個人的な、あるいは教会の純粋な宗教目的、経済的自立目的というだけでなく、市周辺部の土地所有によってその地の支配権を獲得して実質的な市域の拡大を目指す市、市民、教会一体の計画的ないわゆる領域政策の一端を担ったものとの見方もできるであろう(注106)。シュトラールズントにおいては、確かに、一四世紀には市や市民、教会の市周辺部の土地所有が増大し(注107)、また、周辺他都市に比べ比較的市周辺部の街道沿いに取得地が存在することは事実である。しかも、市や市民が市の周辺及び近郊の地域における商業の独占を目指したと思われる事例も散見されるのである(注108)。だが、一四世紀末までは、まだ、点的な土地取得であり、少なくとも、市、市民、教会一体の領域政策とは言いがたい。本格的かつ計画的と思われる土地取得は、まず一四世紀末以降西方ロストック Rostock への街道沿いの村およびリューゲン Rügen 島南部が補強取得され、一五世紀中には東方グライフスヴァルト Greifswald への街道沿いが集中的に取得され(注109)、併せて市民や教会による村落の一円的土地所有傾向が進展してからであろう。例えばヴルフラム Wulfham 家は、一三六五年にベッシン Bessin 村に土地の権利を得て以来、一方で一四三三年には他村の権利を有力家キルベン Kirjpen 家に譲渡しつつ、一四一八年、一四一九年、一四二四年、一四四八年と農場等を

買い足している。また、聖霊修道院 *Kl. Heiligen Geist* の場合、一三七四年以後 *ゴルデフィッツ Goldewitz* において農場等を買に加えていき、一五世紀の二〇年代には全村を所有している(注110)。しかし、修道院や教会には有力な市民が管財人などの組織内の要職にあり(注111)、こうした土地取得が単に宗教団体の利害にかかわるだけでなく、それは市とともに経済活動の独占地域の確保であり、それもまた商業振興策の一つではなかったかと考えられるのである。そしてそれはあくまでも有力商人主導で行われたと考えられる(注112)。この結果、例えば市南部のグリメン *Grimmen* においては一五世紀にはシュトラールズントの呉服仕立商 *Gewandschneider* が布地取引を独占しており、グリメン商人は下請け商人化していたことが知られる。また、一四〇八年にはポメルン公より市の対岸のリューゲン島における布地貿易の独占と穀物取得が、特権として授与されるなど、市は次第に周辺部の経済活動を掌握していったのである(注113)。

ポメルン公の干渉や北欧の政治環境の悪化とそれとも関連した遠隔地貿易が停滞傾向を示す中、後背地の小さな市にとって(注114)周辺地における確実有利な商業活動は市の経済を安定維持させるために必要不可欠であり、それ故に、市とりわけその中枢をしめる商人は領域政策を実践せざるをえなかったと考えられるのである。

六 おわりに

ハンザ都市において、少なくとも当初は、市の安全確保のため市の周辺の重要拠点周辺の土地が取得された。それは、リューベックを除く領邦都市にとって、市が自立するための一つの条件であったともいえよう。その後、多くの土地やその権利が市、市民や教会等によって購入されるが、それは、封建権力者側の財貨不足を原因とする市や市民に対する無心による消極的な取得であり、市や市民の側には直接的な農業経営の意図はほとんどなかったと思われる。すなわち、地域の政治的環境が悪化すると封建権力者は軍事費の必要から土地を担保または譲渡し、都市はそれに対応して封建権力者と経済的な支援を通じて友好を維持し、商業路や都市の安全を確保しようとしたのである。都市によって相違はあるが、おおよそ一四世紀後半から一五世紀半ばに、重要な通商交通路の安全確保、特に運河の建設やその安全維持のために、一定

地域の土地がおそらくは封建権力者側の財貨不足に乗じて主体的、計画的に取得された。ここで取り上げた四都市を比較すると、エルベ河奥地に広い後背地を有するハンブルクでは当初、周辺地の取得は決して積極的なものではなかった。それはリュューベックも同様で、両都市とも運河の建設や商業路保護の必要性から積極的な土地取得に転換したと思われるのである。特にリュューベックでは市もメルンを中心にベルゲドルフ・メルン家の所領全体を取得しているし、有力市民の中には農地の一円的所有の事例もある。ブラウンシュヴァイクでも、当初はハンブルク、リュューベックと同様であったが、市民抗争以降は、財政悪化が顕著となる中で、不要な土地を処分し限られた資金の範囲で地域の防衛拠点とその周辺地域を主体的、計画的に取得した。しかしブラウンシュヴァイク、ハンブルク、リュューベックにおける土地取得は主体的、計画的であっても、周辺地域において市や市民が農業経営を目指したとは思えなかった。それは農業経営により農産物、特に穀物が商品としての価値を高めるにつれて商品としての穀物を確実に取得しようとしたとも考えられるが、あくまで商業路の安全確保を主目的としていたと思われる。ハンザ商業自体が停滞傾向を示す中で土地を取得して運河を建設し、商業路の安全を維持することは商業振興策の一つであつたであろう。危険さえ減少すれば商業の方がはるかに有利であつたからである。これに対し、シュトラールズントでは、すでに一五世紀の前半において、有力市民や修道院が一定地域に対する一円的土地所有を志向したと思われる事例が複数あり、そうした土地所有と関連する地域内での商業独占の事例が見られた。前記の三都市とシュトラールズントの違いは、前者のように遠隔地商業や広い後背地における商業になお「投資」機会が豊富である都市では商業への「投資」に比べ収益率の低い土地への「投資」は副次的なものにすぎなかったのに対し、シュトラールズントの場合、商業に都市の経済の多くを依存しながら遠隔地商業の展開に望ましい環境になく、商業への「投資」機会が減少する中で、過飽和となつた「商業資本」が周辺地へ「投資」されたということではなかったか（注115）。地代等の取得による安定した収入を確保するとともに、後背地が小さい都市の場合には、確実かつ効率的な収益の確保を目指した商業独占へとつながつたのではなかったかと考えられるのである。シュトラールズントの周辺地域への対応は、南ドイツやスイスにおける都市周辺の農村地域を一円的に支配する領域政策と類似するとも見えるが、農業経営の意図は少なく、商業振興に力点の置かれたものであつたように思われる（注116）。このように見るならばハンザ都市の周

辺地取得はあくまでも商業を強く意識したものであり、農村支配を目指したものではなかったと思われる。そうした商業振興策が功を奏したからこそ、ハンザ商業の停滞傾向の中で、各都市あるいは各品目や個別地域間商業において差はあるものの、一六世紀に至るまでハンザ商業の一定水準での維持が可能になったのではなからうか(注117)。そして、ハンザ商業が健在であり、なお、ハンザ都市の市民や商人がハンザ商業への「投資」機会をもち、さらに、その発展を信じていたからこそ、土地の取得も「商業振興策」にとどまっていたのではなかったか。

以上のように、ハンザ都市における都市、市民や教会等の土地取得は一四〜一五世紀を境にそれぞれが主体的、計画的になったと思われること、それらが当初より相互補完的に協力しておこなわれたかは明らかでないが、有力市民が都市の中核を占め、教会等の役員であり、少なくとも結果的にはそうなったことを考え併わせるならば、こうした都市側の周辺農村における土地取得は領域政策の一つと言えるのではなからうか。

1 A. Diker, *Lübecks Territorialpolitik im Mittelalter*. Phil. Diss. Hamburg Univ. 1932. 高村象平『「ライプツ中世都市」——一條書店——一九五九年第四章「都市の領域の設定」一二三—一四〇頁。

2 E. Schulze, *Das Herzogtum Sachsen-Lauenburg und die lübecksche Territorialpolitik*. Quellen und Forschungen zur Geschichte Schleswig-Holsteins. Hrsg. v. der Gesellschaft für Schleswig-Holsteinische Geschichte. Bd. 33. Neumünster 1957. E. Raiser, *Städtische Territorialpolitik im Mittelalter. Eine vergleichende Untersuchung ihrer verschiedenen Formen am Beispiel Lübecks und Zürichs*. Phil. Diss. Hamburg Univ. 1963. 商業利害がすべての政策に優先する商人が実権を掌握している遠隔地商業都市であるハンザ各都市においても、西欧各地におけるべき得る限りの好条件での商業の実現を目指す特権政策、Privilegienpolitik とならんで、周辺地域や街道の安全の維持を目的とした平和政策が重要な政策であった。領域政策はラント平和盟約などとともにその平和政策の一つと考えられている。

3 H. Reincke, *Hamburgische Territorialpolitik. Zeitschrift des Vereins für hamburgische Geschichte* (ZfHvG) 38, 1939. S. 28ff.

4 H. Gerner, *Die Landgebietspolitik der Stadt Braunschweig bis zum Ausgang des 15. Jahrhunderts. Studien und Vorarbeiten zum Historischen Atlas Niedersachsens*. Heft 16. Göttingen 1937. など、ハンザ都市における領域政策に関する研究史については、拙稿「中世ハンザ都市における「領域政策」——その開始と展開——」中村勝己編『歴史のなかの現代』ミネルヴァ書房、一九九九年、一五—一六頁参照。

また、邦人のハンザ都市の領域政策研究としては、稲元格「中世都市リューベックの領域政策研究序説」『法制史研究』第三二号、一九八二年、一一五—一四〇頁をあげておく。

5 H. Dürre, *Geschichte der Stadt Braunschweig im Mittelalter*. Braunschweig 1861. S.143f. 148, 150. など、ブラウンシュヴァイクについて、拙稿「中世末期ブラウンシュヴァイクの「領域政策」について」『商学論纂』（中央大学）第四〇巻第三・四号、一九九九年、三六五頁以下参照。

6 Germer, *op.cit.*, S.64-68. H.Mack, Die Finanzverwaltung der Stadt Braunschweig bis zum Jahre 1374. *Untersuchungen zur deutschen Staats und Rechtsgeschichte* (Zürich CS. ヲ著す). Bd. 32. Breslau 1889. S. 67ff. 109. Rh. A. Rotz, *Urban uprisings in fourteenth century Germany: a comparative study of Brunswick (1374-1380) and Hamburg (1376)*. Phil. Diss. Princeton Univ. 1970. pp. 84ff. Dürre, *op.cit.*, S.286-293. *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert*. Hrg. durch die historische Kommission bei der Bayerischen Akademie von Wissenschaften (Zürich CS. ヲ著す). Bd.6. Leipzig 1868. S.135, 302-312.

7 CS. Bd.6. S.318.

8 Dürre, *op.cit.*, S.162-166.

9 O. Falbusch, Die Finanzverwaltung der Stadt Braunschweig 1374-1425. *UdSR*. Bd.116. Breslau 1913.S.11, 103f. Germer, *op.cit.*, S.24. CS.Bd. 6.S. 140.

10 Dürre, *op.cit.*, S.170-172. 市の混乱の終息化にはブラウンシュヴァイク公フリードリヒの市への支援が大きき影響を与えたといわれる。Germer, *op.cit.*, S.82f. 87.

11 間接税導入はこの時が初めてではなく、一三三五年に旧ゾール税“alte Bierzoll”が徴収されてつた。Falbusch, *op.cit.*, S.39.

12 *Urkundenbuch der Stadt Braunschweig*. Hrg.v.L.Hanselmann/H.Mack.Bd.1.S.150.CS. Bd.6.S.343,401.Ann.6.Falbusch,*ibid.*,S.30-32.

13 Dürre, *op.cit.*, S.147f. 173. H.L. Reinann, *Unruhe und Aufbruch im mittelalterlichen Braunschweig. Braunschweiger Werkstücke* (Zürich BW. ヲ著す). Bd.28. Braunschweig 1962.S.79f. W. Spieß, Die Goldschmiede-Gerber und Schuster in Braunschweig. *BW*. Bd.22.S.10-12.K. Czok, *Zum Braunschweiger Aufstand 1374-1386. Hansische Studien*. Berlin 1960. S.45. Rotz, *op.cit.*, pp.155-159.

15 皇帝カール四世による地方的和平令は、強大化する諸侯権力を利用して、全国を掩おうとする現実的施策であったが、諸侯等はそれを都市の自立を制約、抑制する手段の一つにもやっていたのである。一三八〇年に皇帝ヴェンツェル Wenzel による和平令がブラウンシュヴァイクでは騎士との和解に役立ったとも考えられるが、八三年に皇帝が都市同盟を解体して和平に寄与すべしと宣言したのに不安を感じた市は、八四年に都市間での和平裁判費用の共同負担や各都市の緊急時に提供する兵力等を定めたザクセン都市同盟をゴスラー Goslar、ヒルデスハイム Hildesheim、ハノーファー Hannover 等の都市との間で締結した。これを背景に市は和平令を受け入れ、諸侯等にも市の権利を認

められたのである。Hansereesse. *Die Reesse und andere Akten der Hansestage 1256-1430* (『*HR* と略す。』 Bd.3, Leipzig 1875. Nr.158, 178, 184. Dürre, *ibid.*, S.169-172. 高村象平『「ドイツ・ハンザの研究」 一條書店 一九五九年 三三—三七頁。こうした努力の結果、ナポリ・ローネブルク等との和解はならなかったといえ、T. Müller, Schiffahrt und Flösserei im Flussgebiet der Oker. *BW.* Bd. 39 Braunschweig 1968, S.42. 例えば、一三七一年のオカー・Oker 河の通商開始以降、それまで中断されていたハンブルク商人フィッコ・ゲルダーセン・Vicko G eldersen の対ブラウンシュヴァイク商業が再開されたように、市の商業事情も好転したと思われるのである。H. Mack, Handelsbeziehungen zwischen Braunschweig und Hamburg im 14. Jahrhundert. *Braunschweiger Magazin*, 1895. S.66. *Das Handlungsbuch Vicos von Geldersen*. Bearb. v. H. Nirmheim. Hamburg 1895. Nr. 203-206, 491.

91. Fahlbusch, *op. cit.*, S.19, 139. レンテには都市内の土地、仕事場や住居などを対象とした都市内レント Hausrente と都市外の封建権力者の土地に対するものがあるが、もともと市債は後者が多額なために都市によって設定されたものであったと思われる。すなわち、都市が封建権力者の土地を取得する際、その財源を「債券」にして分割販売することによって得ようとしたものである。その際、都市は土地や付属施設にかかる維持費を負担し、そこから得られる収入は都市が取得し、「債券」の購入者には「投資」額に応じた一定の利息を支払ったため、事実上、土地から切り離された権利「債券」の売買となった。ハンブルクでは、これら「債券」の売却金額は都市債務台帳等に記載され、財政台帳には所有または担保取得している土地等からの収入と「債券」の購入者に対する利息支出とが記載された。H. Mittels, *Deutsche Rechtsgeschichte ein Studienbuch, zweite, erweiterte Auflage*. München 1952, S.107, Anm. 6. 世良晃志郎『ドイツ法制史概説』創文社、昭和二十九年、二二三—二三五頁。H. Reincke, Die alte Hamburger Stadtschuld der Hansezeit (1300-1563). *Städtewesen und Bürgerum als geschichtliche Kräfte*. Gedächtnisschrift für F. Rörig. Hrg. v. A. v. Brandt /W. Köppe. Lübeck 1953. S.489f. P.C. Plett, *Die Finanzen der Stadt Hamburg im Mittelalter (1350-1562)*. Phil. Diss. Hamburg Univ. 1960, S.247. 拙稿「十五世紀におけるハンザの動向について——ハンザ商業と都市経済事情——」『商学論纂』第四〇巻第一・二号、五二—五三頁。レントについては本稿(注67)も併せて参照。

17 CS. Bd. 6, S.176, 178. Fahlbusch, *op. cit.*, S.20

18 Dürre, *op. cit.*, S.139-151.

19 CS. Bd. 6, S.135f. Germer, *op. cit.*, S.15, 93f. Mack, Die Finanzverwaltung, S.108. 市にとって、近隣に都市君主と対立するビルデスハイム司教の城があることは危険でもあり、また、都市君主との友好を保持するためにも資金を用立てざるを得なかったであろう。

20 CS. Bd. 6, S.302-312. Mack, *ibid.*, S.108f. Rotz, *op. cit.*, pp.85f.

21 Dürre, *op. cit.*, S.157, Rotz, *ibid.*, p.86.

22 Rotz, *ibid.*, pp.84f, 112.

23 Germer, *op. cit.*, S.68. Dürre, *op. cit.*, S.148.

- 24 CS. Bd. 6. S. 346. Mack, Die Finanzverwaltung. S. 109. Germer, *ibid.*, S. 19, 26.
- 25 Germer, *ibid.*, S. 19. Mack, *ibid.*, S. 108f. Vgl. J. Bohnbach, Die Sozialstruktur Braunschweigs um 1400. Phil. Diss. Hamburg Univ. BW. Bd. 49. Braunschweig 1973. S. 21f. 市は財源確保のため、一三三一年以来市債を販売した。
- 26 Germer, *ibid.*, S. 64-66.
- 27 ロッセンも市民抗争後にこれらの城が売却されたにもかかわらず、影響はほとんどなかったとして、それらの防衛上の意義を低評価している。Rotz, *op. cit.*, pp. 84f.
- 28 Germer, *op. cit.*, S. 85-87. 再譲渡された城の周辺地が市によって買い加えられていることから、その重要性が理解でき。
- 29 Germer, *ibid.*, S. 13, 69-71. Vgl. CS. Bd. 6. S. 25f. Reinann, *op. cit.*, S. 57.
- 30 Germer, *ibid.*, S. 18.
- 31 Rotz, *op. cit.*, pp. 84f. 歳入の少なさが、即、居住人口の少なさを示すものではないにしても、これら八・九の城が経済拠点として高価値をもたなかったことは事実であろう。
- 32 一三四九、五三年の都市君主の徴税権等への一方的介入に市が譲歩したのも、都市君主との友好関係を市がより重視したためであろう。Dürre, *op. cit.*, S. 144.
- 33 市は、無関係な抗争にまで巻き込まれないよう都市君主と交渉したり、Dürre, *ibid.*, S. 295. 市民軍の強化によって、自力で市の自立を守ろうとする姿勢は見せているが、封建権力者との対応のため締結されたザクセン都市同盟も、結局は都市域の保護、都市の地位保全のための同盟となるなど、各都市とも諸侯との対立を極力避けようとしている。HR. Bd. 3. Nr. 178. Dürre, *ibid.*, S. 173f. Reinann, *op. cit.*, S. 79f. Rotz, *op. cit.*, pp. 154-161.
- 34 Dürre, *ibid.*, S. 170-172.
- 35 Fahlbusch, *op. cit.*, S. 163.
- 36 Fahlbusch, *ibid.*, S. 171f. CS. Bd. 6. S. 154. 市は、高い利息を提供してでも多くの資金を調達せざるをえず、それはまた市の信用を失墜させることに市の財政を圧迫したものである。
- 37 Germer, *op. cit.*, S. 24, 89f, 97-100. だが、これらの城、村の市の所有は数年にすぎない。Vgl. CS. Bd. 16. S. 316. Bd. 6. S. 95. Fahlbusch, *ibid.*, S. 39f.
- 38 Fahlbusch, *ibid.*, S. 171. CS. Bd. 6. S. 25.
- 39 デュレによれば、年金が五八三五マルク、永代レントが二三二四マルクで、総額八一五九マルクであったという。Dürre, *op. cit.*, S. 180. 年金、永代レントについては本文後段参照。

40 城、土地以外では、一四〇六年までに製粉所に三〇〇〇マルク支出をしようとした。CS, Bd. 6, S. 178. Fahbusch, *op. cit.*, S.20f, 177f, 193.

41 Gemner, *op. cit.*, S.40.

42 Gemner, *ibid.*, S.71. 地図は拙稿「リャウエンシュヴァイタの「領域政策」」三八五頁参照。

43 K. Fritze, *Bürger und Bauern zur Hansezeit. Studien zu den Stadt-Land-Beziehungen an der städtischen Ostseeküste vom 13. bis 16. Jahrhundert*. Weimar 1976. S. 66. など。リューベックにつづいては拙稿「中世末期リューベックの「領域政策」と商業」『商学論纂』第四三巻第四・五号、二〇〇一年、一三二—一三四頁ならびに拙稿「中世末期から近世初期におけるリューベックの商業と都市経済事情」『商学論纂』第四五巻第三・四号、二〇〇四年、三七—五二頁参照。

44 Düker, *op. cit.*, S. 25. Schulze, *op. cit.*, S.74-80.

45 Schulze, *ibid.*, S. 80-86. *Lübbeckisches Urkundenbuch Lübbeck* 1843-1877. (以下LUBを略す) Bd. 3, Nr.707, 708.

46 LUB, Bd. 4.Nr.257.

47 LUB, Bd. 4.Nr.195, 212, 531, 161. など。

48 J. Hartwig, *Der Lübecker Schoß bis zur Reformationszeit*. Leipzig 1903. S.192f.

49 LUB, Bd.1, Nr.327, 335, 352, 573, 574, 602, 721. Bd.2, Nr.14, 53, 116, 145, 198, 370, 371, 384, 386-389, 418, 537, 559, 560, 591, 592, 652, 680, 691, 697, 794, 1028. Bd. 3, Nr.82. 高村『ユーンン中世都市』一四〇—一四九頁。市はゼーゲベックを二五〇〇マルクで取得したが、無収入の上、維持経費に年三〇〇マルクが必要であった。ゼーゲベックは二〇年後にホルシュタイン伯に買戻された。Düker, *op. cit.*, S.22-24. LUB, Bd.3, Nr. 591.

50 LUB, Bd. 4, Nr. 684.

51 LUB, Bd. 4, Nr. 166, 240, 248, 267, 270, 293, 301, 302, 338, 353, 363, 366, 368, 369, 372, 373, 374-376, 399, 404, 406-409, 416, 430, 432, 469, 518, 532, 541, 550, 552, 553, 605, 606, 611, 688. Bd. 5, Nr.10-12, 155.

52 Fritze, *Bürger und Bauern* S.77. ただし、教会、施療院、聖堂参事会などの土地取得の一部はヴィスマール Wismar の対岸にあるベール Poel 島に集中し、それらは土地領主のようであったとごう。

53 拙著、前掲書、四九頁参照。F. Bertheau, Die Politik Lübecks zur Sicherung der Handelswege durch Lauenburg im vierzehnten und fünfzehnten Jahrhundert. *Zeitschrift des Vereins für lübeckische Geschichte und Altertumskunde*. Bd.15, 1913. S.28f. など。ヤーンは土地取得が運河建設と関連したものであるとして、それがそのまま地域支配をも意識した「領域政策」といえるかどうかについても吟味が必要である。

54 Schulze, *op. cit.*, S.133-142.

- 55 Fritze, *Bürger und Bauern*. S.64.
- 56 Fritze, *ibid.*, S.70.
- 57 Fritze, *ibid.*, S.84f. Vgl. E.F. Fehling, *Lübische Ratslinie von den Anfängen der Stadt bis auf die Gegenwart. Veröffentlichungen zur Geschichte der Freien und Hansestadt Lübeck*. Bd.7. Heft 1. Lübeck 1925 (1978).
- 58 高村『ドイツ中世都市』一四一—一六〇頁。
- 59 Vgl. Schulze, *op.cit.*, S.134.
- 60 W. Koppe, Lübeck-Stockholmer Handelsgeschichte im 14. Jahrhundert. *Abhandlungen zur Handels- und Seegeschichte im Auftrage des hansischen Geschichtsvereins*. Hrsg.v. F.Röing/W.Vogel. Neue Folge. Bd.2. Neumünster 1933. S. 179f.
- 61 高村『ドイツ中世都市』一三九—一四〇頁。C. W. Paul, *Lübische Zustände zu Anfang des 14. Jahrhunderts*. Lübeck 1847. S. 16-18.
- 62 Fehling, *op.cit.*, S.35f, 42f, 52. セーゲボード Segebood・クリスピンは一三七九年と翌年に三一六五マルクで大量の土地を購入しているが、一三四八年に自宅を購入していること、一三四九—八八八年に市参事会員であったことから、老齢になってからの遺贈目的の土地購入ではなかったかと推察される。土地やレントはしばしばこうした遺贈や「商業資本」の温存のためにも利用された。拙稿「中世末期ハンザ都市におけるレント Rente とくつ」『商学論纂』第四二巻第三号、二〇〇一年、二二七頁以下参照。
- 63 Fritze, *Bürger und Bauern*. S. 18. ハンメルの一四世紀後半のリーベックの人口を二〇〇〇〇人程度と考え、一五世紀末には二四〇〇〇人程度に増加したと推測している。R.Hammel, *Hausermarkt und wirtschaftliche Wechselagen in Lübeck von 1284 bis 1700. Hansische Geschichtsblätter* (Zürich *HGBL* 24), 106. 1988. S. 55. なお、ラインケは一五世紀初頭から中頃の人口を二九〇〇〇—三〇〇〇〇人程度と推測している。Vgl. H. Reincke, *Bevölkerungsprobleme der Hansestädte. HGBL*. Jg.70. 1951 S.6.
- 64 Fritze, *ibid.*, S.41-53.
- 65 Reincke, *Hamburgische Territorialpolitik*. S.43.
- 66 ハンブルクについては拙稿「中世末期ハンブルクの「領域政策」と商業」『商学論纂』第四二巻第六号、二〇〇〇年、一五三頁以下、ならびに拙稿「中世末から近世初期のハンブルクの都市経済事情」『商学論纂』第四四巻第四号、二〇〇三年、二五七—二七四頁参照。
- 67 *Kammerrechnungen der Stadt Hamburg. 1350-1400*. Bearb. v. K. Koppmann. Hamburg 1869. S.LXXXVII.
- 68 ラインケによれば、一三七二—八六六年に限ってみると、市の経常収支からは合計約一五〇〇〇リューベックマルクの余剰金が予想されるという。Reincke, *Hamburgische Territorialpolitik*. S.47f.
- 69 市は実質上独立しており、都市君主の代官が三名中二名はすでに市民であったが、他に一名が形式的に市に駐在していた。Kammerrechnungen. SLIX. H.P. Baum, *Hochkonjunktur und Wirtschaftskrise im spätmittelalterlichen Hamburg*. *Hamburger Rentengeschäfte 1371-*

1410. *Beiträge zur Geschichte Hamburgs*. Bd.11. Hamburg 1976. S.117.

70 Reincke, *Hamburgische Territorialpolitik*, S.57. この時期封建権力者の財政事情は総体的に悪化しており、市や市民への土地の買入れや売却は少なくなかったと思われる。例えば一四世紀末から一五世紀初頭にかけて、下級貴族のシュトルツ・Struz 家が教会、修道院に五〇フーネ Hufe、市民に八・二フーネを売却し、これは所有地の八六・五パーセントにものぼった。G. Bock, *Grundherren des Hamburger Umlandes in der Krise des 14. Jahrhunderts. Die niederadlige Familie Struz*, *ZfH/G*, Bd.92, 2005, S.40.

71 リューネブルクをはじめ他の都市からも総計七一六マルクの援助金を得ていた。Baum, *op.cit.*, S.118. Reincke, *Die alte Hamburger Stadtschuld*, S.500.

72 Baum, *ibid.*, S.117f. Vgl. Reincke, *ibid.*, S.498-500.

73 J.Kutischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*. Bd.1. Berlin 1928, S.338f. *Kammerrechnungen*. S.LXXXVIIIf.

74 Baum, *op.cit.*, S.130-132.

75 Reincke, *Hamburgische Territorialpolitik*, S.72f. Tafel 4.

76 Pielt, *op.cit.*, S.62.

77 H.P.Baum/R. Sprandel, *Zur Wirtschaftsentwicklung im spätmittelalterlichen Hamburg. Vierteljahrschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte*. Bd.59, 1972, S.485-488. 商業が停滞している時にはレントの売買金額、売買回数は低下し、商業が活況を取り戻してくると、まず「資本」は商業に投下され、商業が活性化した結果、再びレントに還元されてレント売買も総体的に増大するという。一時的に市債の大量販売によって売買金額が急上昇をもたらした点は考慮にいれる必要があるが、一四六〇年代に至る総体的なレント市場の拡大からは、好景気が推測されるのである。拙稿「一五世紀におけるハンザの動向について」五四―五六頁参照。

78 関税は一三世紀以来「エルム河河口の島の灯台の維持や水門の管理などのためにヴェルク関税 Werkzoll が徴収されてきたが、一五世紀には、商業路の防備費、都市君主の資金援助、浮標などによる船舶航行路の整備費、第二次テンマーク戦争の戦費調達のための関税がそれぞれ新設され、徴収された。G. Theuerkauf, *Der Hamburger Hafen vom 12. bis zum 16. Jahrhundert. Beiträge zur hansischen Kultur-,*

Verfassungs- und Schiffahrtsgeschichte. Hansische Studien. Bd.10, 1998, S.139-141. Pielt, *op.cit.*, S.65-73. Vgl.K.Ferber, *Der Turm und das Leuchfeuer auf Neuwerk*. *ZfH/G*. 18, 1914, S.1ff.

79 Reincke, *Die alte Hamburger Stadtschuld*, S.501-504.

80 Pielt, *op.cit.*, S.247, 255. Reincke, *ibid.*, S.500.

81 Pielt, *ibid.*, S.238. 市債には他に永代レントと同額の利息で、満期期限のある定期レント Zeittrente があった。Vgl.Reincke, *ibid.*,

- S.495.
- 82 Reincke, *ibid.*, S.500, 507.
- 83 Reincke, *ibid.*, S.58, 65f. *Hansisches Urkundenbuch*. Bearb.v.K.Kunze. Leipzig. 1905. Bd.6. Nr.123.
- 84 Reincke, *ibid.*, S.81-86. ハンザ都市の勃興と木材の伐採および使用権の獲得について。市はエルベ河下流域において余剰穀物の取得権をハンザ同盟に譲渡した。
- 85 Reincke, *ibid.*, S.71f.
- 86 Reincke, *ibid.*, S.72.
- 87 *Urkunden zur Geschichte des Städtebaus in Mittel- und Niederdeutschland*. Bd.2. 1351-1475. *Städteforschung*. C/4. Bearb.v.F.B. Falbush / F.W. Hermann / F. Stob / M. Tsing. Köln 1992. S.236. Reincke, *ibid.*, S.63.
- 88 Reincke, *Hamburgische Territorialpolitik*. S.63-65. ハンブルク市は十四十六世紀にハンブルク近郊のエルベ河がハンブルクの領域に属するようになった。
- 89 Reincke, *ibid.*, S.79. 1479年11月ハンブルク領に属する。
- 90 Reincke, *ibid.*, S.79f.
- 91 Reincke, *ibid.*, S.93-95.
- 92 Dollinger, *op.cit.*, p.151. *Flüsse und Kanäle. Die Geschichte der deutschen Wasserstraßen*. Hrsg.v. M. Eckoldt. Hamburg 1998. S.14. 東部の諸河川は困難な航行条件に悩まされ、十六世紀の初めに放棄された。
- 93 Reincke, *Hamburgische Territorialpolitik*. S.56f. Tafel 3. S.89-94.
- 94 Reincke, *ibid.*, S.91f.
- 95 Reincke, *ibid.*, S.81-86.
- 96 W. Bing, *Hamburgsrauerei vom 14. bis zum 18. Jahrhundert*. *ZVhG*. 14. 1908. S.250. *Hamburgische Chroniken in Niedersächsischer Sprache*. Hrsg.v. J. M. Lappenberg. Hamburg 1861 (1971). S.235.
- 97 Kulischer, *op.cit.*, S.240. W. Naudé, *Deutsche städtische Getreidehandelspolitik vom 15.-17. Jahrhundert, mit besonderer Berücksichtigung Steitens und Hamburgs*. Leipzig 1889. S.37f. 国語辞典「中世ハンブルクのシュール醸造業と輸入」『「橋論叢」第三八巻三号』一九五七年三月五頁。
- 98 Reincke, *Hamburgische Territorialpolitik*. S.72f. Kulischer, *ibid.*, S.256f, 267.
- 99 K. Fritze, *Am Wendepunkt der Hanse*. Berlin 1967. S.88. Fritze, *Bürger und Bauern*. S. 61, 65, 70f, 94.

- 100 H. Koepen, *Führende Stralsunder Ratsfamilien vom Ausgang des 13. bis zum Beginn des 16. Jahrhunderts*. Greiswald 1938. 20ff. E. Liebenau, *Der Grundbesitz der Stadt Stralsund*. Phil. Diss. Greiswald Univ. S.14-17, 26-28. Fritze, *Am Wendepunkt der Hanse* S. 82ff. Ders., *Bürger und Bauern*. S.57ff. フリッツェは長期的の所有よりも短期的の所有の方が多かったと推測している。なお都市所有の場合は、例えば一三二一年以前に取得した村落が、一四〇二年時点でも市の所有と確認されるなど、比較的多くが長期的の所有ではなかったかと推測される。
- 101 Dollinger, *op.cit.*, pp.186ff.
- 102 領邦都市であるシェトラールズントの自立の過程は明らかでないが、裁判権、関税権をはじめとする諸権利を買い取らなくてはならなかったと思われる。
- 103 一四世紀後半、すでにノヴゴロド Novgorod に至る東方の農産物取引が重要性を増し、プロイセン穀物の取引が活発化したことを考えるならば、レーリヒ等が指摘したように、少なくとも一四世紀後半にはハンザ商業における穀物取引の重要性は増し、シェトラールズント周辺地においても、穀物が商品として市民に取得されたことは不思議なことではない。フリッツ・レーリヒ、魚住、小倉訳『中世ヨーロッパ都市と市民文化』創文社歴史学叢書、昭和五五年、一四五一—一四六頁。F. Rörig, *Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte*. Breslau 1928. S.211, 235. Dollinger, *op.cit.*, p.230. B. Zientara, *Einige Bemerkungen über die Bedeutung des pommerischen Exports im Rahmen des Ostsee Getreidehandels im 13. und 14. Jahrhundert*. *Hansische Studien*. S.423. Naudé, *op.cit.*, S.12ff.
- 104 Fritze, *Bürger und Bauern*. S.61. 70f.94. 104頁「維持経費が多かったため、市にとって直接的な経済的利益は少なかったと思われる」。
- 105 Koepen, *op.cit.*, S.45. Liebenau, *op.cit.*, S.28f.
- 106 Düker, *op.cit.*, S.20-22, 45. Schulze, *op.cit.*, S.74. Raiser, *op.cit.*, S.64, 86ff.
- 107 Fritze, *Bürger und Bauern*. S.66.
- 108 マンハイン諸都市 *Wendische Städte* には一四世紀半ばには周辺地域の農民の穀物、家畜の自由販売の制限、すなわち特定の市でのみ販売を規定する規定がある。Fritze, *ibid.*, S.50-53.
- 109 Fritze, *ibid.*, S.67.
- 110 Fritze, *Am Wendepunkt der Hanse*. S.97. Liebenau, *op.cit.*, S.28f.
- 111 Koepen, *op.cit.*, S.45. Liebenau, *ibid.*, S.28f.
- 112 Düker, *op.cit.*, S.20-22, 45. Schulze, *op.cit.*, S.74. Raiser, *op.cit.*, S.64, 86ff.
- 113 Fritze, *Bürger und Bauern*. S.50-53.
- 114 マンハイン諸都市の東側にはグライフスヴァルトの後背地が広がり、市の後背地は南部はグリメン、西はレックニッツ、東はレックニッツ。M. Hanann, *Wismar-Rostock-Stralsund-Greifswald zur Neuzeit*. Hrg. v. H. Kretzschmar. Berlin 1956. S. 94.

- 115 さらに、こうした余剰の「商業資本」の周辺農村への「投資」はシュトラールズントの事例に限らず、ハンザ商業の停滞、「投資」対象の減少が生ずれば、どの都市にも生じうるのではなからうか。少なくとも市民の土地取得に関してはこうした観点も必要ではなからうか。
- 116 E. Isenmann, *Die deutschen Stadt im Mittelalter*, Stuttgart 1988, S.236-244. Kaiser, *op.cit.*, S.156. 商業独占は一四世紀後半以降の都市域内における穀物、家畜の売買等に関する規制強化の一つとも考えられよう。ただ、同じハンザ都市でも、シュトラールズントでは一五世紀には周辺領域に対する経済的な「支配」が行われるが、リュネブッックでは一七世紀に至って初めて周辺領域におけるビール醸造や手工業が禁止されるなど状況は異なった。Vgl. Fritze, *Bürger und Bauern*, S.50-53.
- 117 S. Jenks, *Der Frieden von Utrecht 1474. Der hansische Sonderweg? Beiträge zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der Hanse*, Hrsg. v. S. Jenks/M. North, *Hansische Geschichtsquellen*, Hrsg.v. hansische Geschichtsvereins, Neue Folge, Bd.39, Köln 1993, S.59-76. 拙稿「一五世紀におけるハンザの動向について」三七頁以下、拙稿「中世末から近世初期のハンブルクの都市経済事情」二六五—二六六頁参照。